



橋本市気候非常事態宣言

近年、地球温暖化の影響により、世界各地で異常気象による災害が頻発しています。我が国においても、数十年に一度といわれるような豪雨や猛暑が毎年のように発生し、私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。

このような気候変動に対し世界ではパリ協定を採択し、その実現に向け、多くの国々が2050年に二酸化炭素の排出量を実質ゼロとする目標を掲げるなど、温室効果ガスの排出削減の強化に取り組み始め、日本でも2020年に衆参両議院において、気候非常事態宣言が決議され、地球温暖化による気候危機を克服し、一日も早い脱炭素社会の実現を国を挙げて取り組んでいくことを宣言したところです。

本市においても毎年のように台風や大雨による被害が懸念されるなど、今日の気候危機による影響は市民の生活や生命、財産にまで影響を及ぼしています。

橋本市は、このような気候危機に対し、市民、事業者、行政などあらゆる主体が地球はもはや気候危機の状況にあることを認識し、次に掲げる取り組みを積極的に進め、世界遺産高野山麓の自然豊かな橋本を次代を担う子供たちのために守り、SDGsによる持続可能な社会を実現するため、本市及び本市議会は、ここに気候非常事態を宣言します。

1. 気候が危機的状況にあることを市民、事業者、市などが共通の認識とするため、情報提供や普及啓発に努めます。
2. 森林の保全に努め、豊かな自然環境を未来へつないでいきます。
3. 循環型社会構築のため、ごみの減量化、資源化など「4R」(発生回避 Refuse、排出抑制 Reduce、再利用 Reuse、再資源化 Recycle)の取り組みを一層進めます。
4. 省エネを推進し、再生可能エネルギーの導入を促進します。

令和4年3月10日

橋本市長

平木 哲朗

橋本市議会議長

小林 弘